

募集

地域包括支援センター 運営協議会委員を募集

市では、平成18年4月から実施している地域包括支援センター業務の公正・中立性の確保や円滑で適正な運営を図り、幅広い視点からの意見を反映させるため、鹿屋市地域包括支援センター運営協議会の委員を募集します。

- 対象者 市内に住所を有し福祉に関心のある人で、次のいずれかに該当する人
 - 40歳～64歳の人（第2号被保険者）
 - 65歳以上の人（第1号被保険者）
 - 介護予防サービス利用者
- 委員任期 3年以内
- 募集人数 4人程度
- 申込方法 電話でお申込みください。
- 募集期限 5月11日（金）※年3回程度、会議を開催します。

【問い合わせ・申込先】

市高齢障害福祉課
☎0994-31-1116

募集

平成19年度自衛官を募

平成19年度の自衛官を左表のとおり募集します。

募集種目	資格	受付期限	試験期日
一般・技術幹部候補生	お問い合わせください。	5/11（金）	5/19（土） ※飛行要員のみ5/20（日）
歯・薬剤科幹部候補生	お問い合わせください。	5/11（金）	5/19（土）

【問い合わせ】

自衛隊鹿屋地方協力本部
鹿屋地域事務所
☎0994-42-4386

あなたの家にも住宅用火災警報器が必要です ～死者の9割は住宅火災で発生～

建物火災による死者のうち、住宅火災による死者数が約9割を占めていることから、平成16年に消防法の一部が改正され、全国一律に一般の住宅に住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務付けられました。

●新築の住宅の場合

平成18年6月1日から設置が義務付けられました。


●既存の住宅の場合

平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

●設置義務のある場所


寝室や寝室につながる階段です。

※住宅用火災警報器は、消防用設備等取扱店、電器店、ホームセンターなどで販売しています。

※購入するときは、マーク（日本消防検定協会の鑑定マーク）が付いているか確認しましょう。市役所や消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売に注意してください。

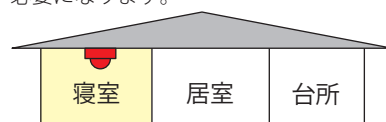


標準的な住宅の設置例

マークが住宅用火災警報機（煙感知器）の設置場所です。

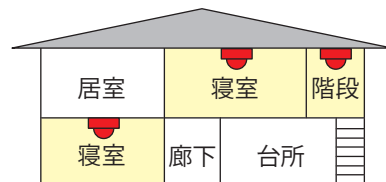
●平屋建ての場合

寝室として使用している部屋の数だけ必要になります。



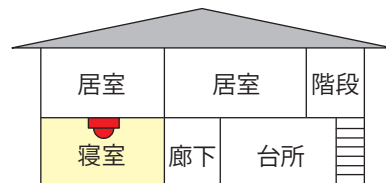
●2階建ての場合（例1）

1～2階部分に寝室がある場合は、寝室として使用している部屋の数に加え、階段部分にも必要になります。



●2階建ての場合（例2）

2階部分に寝室がない場合は、平屋建ての場合と同じになります。



【問い合わせ】

大隅肝属地区消防組合消防本部予防課 ☎0994-41-7183